

大学院法学研究科〔法律学専攻 博士(後期)課程〕授業科目及び担当者

| 授業科目 | 単位 | 担当教員 | 備考 | ページ |
|----------------|----|-------|----|---------|
| 憲法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ | 各4 | 岡田信弘 | | 87・88 |
| 憲法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ | 各4 | 館田晶子 | | 88・89 |
| 行政法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ | 各4 | 大西有二 | | 90・91 |
| 行政法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ | 各4 | 鈴木光 | | 91・92 |
| 行政法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ | 各4 | 福士明 | | 93・94 |
| 民法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ | 各4 | 松久三四彦 | | 94・95 |
| 商法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ | 各4 | 新山一範 | | 96・97 |
| 商法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ | 各4 | 草間秀樹 | | 97・98 |
| 刑事訴訟法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ | 各4 | 飯野海彦 | | 99・100 |
| 国際法特殊研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ | 各4 | 加藤信行 | | 100・101 |
| 外国法特殊研究Ⅰ | 4 | 加藤信行 | | 102 |

| ■授業科目名 憲法特殊研究Ⅰ | ■単位 4 | ■担当教員名 岡田 信弘 |
|--|----------|-----------------|
| <p>●授業の到達目標及びテーマ 到達目標：基本的論点の検討を通じて、日本国憲法の基本原理や統治構造に関する理解を深めることが到達目標となる。なお、学術論文の執筆の仕方を学ぶことも課題となる。 テーマ：日本国憲法における基本原理と基本構造の再検討。</p> | | |
| <p>●授業の概要 各回1つの基本的論点について検討する。授業は、受講生の報告に基づいて討論を行う形で進められる。なお、前期・後期それぞれ1つのレポートの提出が必須である。</p> | | |
| <p>●授業計画</p> <p>第1回 ガイダンス 第2回 国民主権 第3回 権力分立 第4回 代表民主制 第5回 憲法と政党 第6回 象徴天皇制 第7回 個別的自衛権と集団的自衛権 第8回 両院制 第9回 国民代表の概念 第10回 法律の概念 第11回 国会による政府・行政統制 第12回 会期制 第13回 議事手続 第14回 議院内閣制 第15回 行政権の概念 第16回 内閣総理大臣 第17回 司法権の概念 第18回 立法裁量論 第19回 団体の内部紛争と司法審査 第20回 憲法訴訟と憲法裁判 第21回 憲法判断の方法 第22回 違憲審査をめぐる諸問題 第23回 租税法律主義 第24回 予算 第25回 地方自治の本旨 第26回 地方公共団体の意義 第27回 法律と条例 第28回 地方自治特別法 第29回 憲法改正をめぐる諸問題 第30回 まとめ</p> | | |
| <p>●準備学習の内容 各授業までに指定された文献を熟読しておくことが望まれる。なお、報告者は事前にレジュメを作成し、報告当日に配布することが求められる。</p> | | |
| <p>●テキスト 大石眞・石川健治【編】『新・法律学の争点シリーズ3 憲法の争点』(有斐閣)</p> | | |
| <p>●参考書 野中俊彦＝中村睦男＝高橋和之＝高見勝利『憲法Ⅰ・Ⅱ [第5版]』(有斐閣・2012年) 清宮四郎『憲法Ⅰ－統治の機構－ [第3版]』(有斐閣・1979年)</p> | | |
| <p>●学生に対する評価 成績評価は、レポート50%、平常点50%（報告・発言・出席状況等）を総合して行う。なお、レポート等の評価については授業内で個別に解説・指導する。</p> | | |

| ■授業科目名 憲法特殊研究Ⅱ | ■単位 4 | ■担当教員名 岡田 信弘 |
|---|----------|-----------------|
| <p>●授業の到達目標及びテーマ 到達目標：学説や判例の厳密な検討を通じて、日本国憲法における人権保障のありように関する理解を深めることが到達目標となる。なお、学術論文の執筆の仕方を学ぶことも課題となる。 テーマ：日本国憲法における人権保障の再検討。</p> | | |
| <p>●授業の概要 各回1つの論点や問題について検討する。授業は、受講生の報告に基づいて討論を行う形で進められる。なお、前期・後期それぞれ1つのレポートの提出が必須である。</p> | | |
| <p>●授業計画</p> <p>第1回 ガイダンス 第2回 人権と憲法上の権利 第3回 私人間における権利の保障 第4回 人権と制度保障の理論 第5回 特別権力関係と人権 第6回 外国人の人権 第7回 未成年者と人権 第8回 法人と人権 第9回 基本権保護義務論 第10回 幸福追求権 第11回 自己決定権 第12回 平等と合理的差別 第13回 性による差別 第14回 思想・良心の自由 第15回 信教の自由 第16回 政教分離原則 第17回 表現の事前抑制と検閲 第18回 表現の内容規制と内容中立規制 第19回 取材の自由 第20回 表現の自由と名誉毀損 第21回 選挙運動の自由 第22回 集会の自由 第23回 学問の自由と大学の自治 第24回 営業の自由とその規制 第25回 財産権の保障 第26回 憲法的刑事手続 第27回 裁判を受ける権利 第28回 生存権 第29回 教育を受ける権利 第30回 まとめ</p> | | |
| <p>●準備学習の内容 各授業までに指定された文献を熟読しておくことが望まれる。なお、報告者は事前にレジュメを作成し、報告当日に配布することが求められる。</p> | | |
| <p>●テキスト 大石眞・石川健治【編】『新・法律学の争点シリーズ3 憲法の争点』(有斐閣)</p> | | |
| <p>●参考書 野中俊彦＝中村睦男＝高橋和之＝高見勝利『憲法Ⅰ・Ⅱ [第5版]』(有斐閣・2012年) 戸松秀典・初宿正典【編著】『憲法判例 [第7版]』(有斐閣・2014年)</p> | | |
| <p>●学生に対する評価 成績評価は、レポート50%、平常点50%（報告・発言・出席状況等）を総合して行う。なお、レポート等の評価については授業内で個別に解説・指導する。</p> | | |

| ■授業科目名 憲法特殊研究Ⅲ | ■単位 4 | ■担当教員名 岡田 信弘 |
|--|----------|-----------------|
| <p>●授業の到達目標及びテーマ 到達目標：主に憲法院の判例の検討を通じて、フランス憲法の基本原理や基本構造のありように関する理解を深めることが到達目標となる。なお、学術論文の執筆の仕方を学ぶことも課題となる。 テーマ：フランス憲法の基本原理と基本構造の検討。</p> | | |
| <p>●授業の概要 各回1つの論点や問題について検討する。授業は、受講生の報告に基づいて討論を行う形で進められる。なお、前期・後期それぞれ1つのレポートの提出が必須である。</p> | | |
| <p>●授業計画</p> <p>第1回 ガイダンス 第2回 第5共和制憲法と憲法院 第3回 欧州連合条約の憲法適合性 第4回 アムステルダム条約の憲法適合性 第5回 欧州地域言語・少数原語憲章と共和国原理 第6回 外国人の憲法的地位 第7回 個人の尊厳 第8回 プライバシー 第9回 自己決定権 第10回 平等原則と違憲審査 第11回 選挙におけるクォータ制の違憲性 第12回 バリテ 第13回 結社の自由判決 第14回 新聞法判決 第15回 大学の自由 第16回 国有化法違憲判決 第17回 たばこ・アルコール中毒対策法の合憲性 第18回 治安と自由 第19回 個人的自由と司法権 第20回 ストライキ権の憲法規範的価値 第21回 労働者の参加権と法律事項 第22回 住宅への権利 第23回 国民主権と普通選挙 第24回 議会の組織と権能 第25回 裁判官の独立性と身分保障 第26回 行政裁判所の憲法的地位 第27回 地方分権の本質 第28回 選挙・レフェレンダムに関する審査 第29回 法律事項と命令事項 第30回 まとめ</p> | | |
| <p>●準備学習の内容 各授業までに指定された文献を熟読しておくことが望まれる。なお、報告者は事前にレジュメを作成し、報告当日に配布することが求められる。</p> | | |
| <p>●テキスト フランス憲法判例研究会【編】『フランスの憲法判例』（信山社）</p> | | |
| <p>●参考書 フランス憲法判例研究会【編】『フランスの憲法判例Ⅱ』（信山社・2013） 辻村みよ子・糠塚康江『フランス憲法入門』（三省堂・2012）</p> | | |
| <p>●学生に対する評価 成績評価は、レポート50%、平常点50%（報告・発言・出席状況等）を総合して行う。なお、レポート等の評価については授業内で個別に解説・指導する。</p> | | |

| ■授業科目名 憲法特殊研究Ⅰ | ■単位 4 | ■担当教員名 館田 晶子 |
|---|----------|-----------------|
| <p>●授業の到達目標及びテーマ 憲法学に関する学術論文を執筆するための基礎的な知識とスキルを身につけることを目標とする。憲法総論および人権保障を題材とする。</p> | | |
| <p>●授業の概要 憲法総論および人権についての個別の論点につき学説及び判例を精査しながらその理解を深める。授業は演習形式で進めるため、受講者による文献報告と論点の提示、討論を基本とする。なお、授業計画は受講者と相談の上変更する場合がある。</p> | | |
| <p>●授業計画</p> <p>第1回 ガイダンス 第2回 憲法の意味 第3回 立憲主義 第4回 民主主義 第5回 法の支配と権力分立 第6回 憲法史 第7回 国民主権 第8回 象徴天皇制 第9回 平和主義 第10回 人権総論 第11回 人権享有主体性と外国人の人権 第12回 幸福追求権 第13回 自己決定権 第14回 法の下での平等 第15回 性別による差別 第16回 思想・良心の自由 第17回 信教の自由 第18回 政教分離 第19回 表現の自由 第20回 報道の自由と取材の自由 第21回 集会・結社の自由 第22回 学問の自由 第23回 居住・移転の自由 第24回 職業選択の自由と営業の自由 第25回 財産権の保障 第26回 人身の自由と裁判を受ける権利 第27回 生存権 第28回 教育を受ける権利 第29回 参政権 第30回 まとめ</p> | | |
| <p>●準備学習の内容 指定された文献および関連文献を熟読しておくこと。報告者はレジュメの作成を含めた報告準備をしておくこと。</p> | | |
| <p>●テキスト 受講者と相談の上決める。</p> | | |
| <p>●参考書 適宜紹介する。</p> | | |
| <p>●学生に対する評価 授業への参加（50%）、発言・報告内容（50%）。報告内容については授業内で個々にコメントする。</p> | | |

| ■授業科目名 憲法特殊研究Ⅱ | ■単位 4 | ■担当教員名 館田 晶子 |
|---|----------|-----------------|
| <p>●授業の到達目標及びテーマ 国際人権法を題材に、国際的な視点を持って日本国憲法の人権規定を解釈できるようになることを目標とする。憲法学に関する学術論文を執筆するための基礎的な知識とスキルを身につけることも目標とする。</p> | | |
| <p>●授業の概要 国連において採択された各種国際人権条約の内容、政府報告及び条約委員会によるその審査、日本が受けてきた勧告などを精査し、国際人権法とそれへの日本政府の対応について検討する。演習形式ですすめるため、受講者による報告と論点の提示、討論を基本とする。なお、授業計画は受講者と相談の上変更する場合があります。</p> | | |
| <p>●授業計画</p> <p>第1回 ガイダンス 第2回 国際人権法総論 第3回 世界人権宣言 第4回 社会権規約の内容 第5回 社会権規約の国内実施状況および政府報告 第6回 社会権規約委員会審査の最終見解とそれへの日本政府の対応 第7回 自由権規約の内容 第8回 自由権規約の国内実施状況および政府報告 第9回 自由権規約委員会審査の最終見解とそれへの日本政府の対応 第10回 女性差別撤廃条約の内容 第11回 女性差別撤廃条約の国内実施および政府報告 第12回 女性差別撤廃委員会審査の最終見解とそれへの日本政府の対応 第13回 子どもの権利条約の内容 第14回 子どもの権利条約の国内実施状況および政府報告 第15回 子どもの権利委員会審査の最終見解とそれへの日本政府の対応 第16回 人種差別撤廃条約の内容 第17回 人種差別撤廃条約の国内実施状況および政府報告 第18回 人種差別撤廃委員会審査の最終見解とそれへの日本政府の対応 第19回 拷問等禁止条約の内容 第20回 拷問等禁止条約の国内実施状況および政府報告 第21回 拷問等禁止委員会審査の最終見解とそれへの日本政府の対応 第22回 難民条約の内容 第23回 難民条約の国内実施状況 第24回 強制失踪条約の内容 第25回 強制失踪条約の国内実施および国際的対応 第26回 障害者権利条約の内容 第27回 障害者権利条約の国内実施 第28回 個人通報制度 第29回 日本国憲法解釈と国際人権法 第30回 まとめ</p> | | |
| <p>●準備学習の内容 指定された文献および関連文献を熟読しておくこと。報告者はレジュメの作成を含めた報告準備をしておくこと。</p> | | |
| <p>●テキスト 受講者と相談の上決める。</p> | | |
| <p>●参考書 適宜紹介する。</p> | | |
| <p>●学生に対する評価 授業への参加 (50%)、発言・報告内容 (50%)。報告内容については授業内で個々にコメントする。</p> | | |

| ■授業科目名 憲法特殊研究Ⅲ | ■単位 4 | ■担当教員名 館田 晶子 |
|--|----------|-----------------|
| <p>●授業の到達目標及びテーマ 憲法学に関する学術論文を読むことを通じて、学術論文を執筆するための知識、方法、スキルを身につけることを目標とする。憲法思想や人権保障に関する個別の論点をテーマとする。</p> | | |
| <p>●授業の概要 公刊された論文集を精読し、論点の抽出と検討を行う。演習形式ですすめるため、受講者による報告と論点の提示、討論を基本とする。なお、授業計画は受講者と相談の上変更する場合があります。</p> | | |
| <p>●授業計画</p> <p>第1回 ガイダンス 第2回 立憲主義について 第3回 民主主義について 第4回 主権論について 第5回 大日本国憲法制定史 第6回 日本国憲法制定史 第7回 国民の定義について 第8回 人権の概念 第9回 外国人の人権について 第10回 人権享有主体性と象徴天皇制 第11回 個人の尊重と個人の尊厳 第12回 プライバシーの権利と表現の自由 第13回 自己決定権について 第14回 法の下での平等について 第15回 性別による差別 第16回 性的マイノリティと差別 第17回 婚姻の自由と家族生活における両性の平等 第18回 人種差別および出自による差別について 第19回 思想・良心の自由について 第20回 政教分離について 第21回 表現の自由と知る権利 第22回 ヘイトスピーチと表現の自由 第23回 海外渡航の自由と旅券法 第24回 国籍離脱の自由と国籍の抵触 第25回 参政権の性質について 第26回 小括 第27回 個人研究の報告 第28回 個人研究の深化 第29回 個人研究の総括 第30回 まとめ</p> | | |
| <p>●準備学習の内容 指定された文献および関連文献を熟読しておくこと。報告者はレジュメの作成を含めた報告準備をしておくこと。</p> | | |
| <p>●テキスト 受講者と相談の上決める。</p> | | |
| <p>●参考書 適宜紹介する。</p> | | |
| <p>●学生に対する評価 授業への参加 (50%)、発言・報告内容 (50%)。報告内容については授業内で個々にコメントする。</p> | | |

| ■授業科目名 行政法特殊研究Ⅰ | ■単位 4 | ■担当教員名 大西 有二 |
|---|----------|-----------------|
| <p>●授業の到達目標及びテーマ 行政法の基本原理を理解することを到達目標とします。 行政法の基本的構造をテーマとします。</p> | | |
| <p>●授業の概要 はじめに受講生に報告してもらい、その報告に関してわたしがコメントし、その後、各論点について議論をして理解を正確にし、かつ深めるようにしたいと考えています。</p> | | |
| <p>●授業計画</p> <p>第1回 オリエンテーション 第2回 行政の多様性 第3回 権利自由の多様性 第4回 行政手法の多様性 第5回 行政組織の多様性 第6回 行政と私的権利自由 第7回 公共性と特殊利益 第8回 個別的公共性 第9回 公共性と私益保護性 第10回 省庁セクショナリズム 第11回 訓令通達、職務命令の拘束力 第12回 立法、統治過程のタテ割り 第13回 タテ割り権限と権限の融合 第14回 内閣、総合調整 第15回 計画による総合調整と国・地方関係 第16回 法規律対象の多様性 第17回 法局面の多様性 第18回 法根拠の多様性 第19回 法の相互関係 第20回 権利義務の種類 第21回 権利義務の展開過程 第22回 訴訟上の請求権 第23回 理論構成上の権利義務 第24回 権利自由前提原則 第25回 権限・手続分配原則 第26回 救済実効性原則 第27回 請求権の体系 第28回 決定過程と負担・利害調整のあり方 第29回 諸制度間のズレ 第30回 まとめ</p> | | |
| <p>●準備学習の内容 毎回の報告テーマについて、レジュメを作成して7日前までに提出することが求められます。</p> | | |
| <p>●テキスト 遠藤博也『実定行政法』 その他、随時、重要文献を指示します。</p> | | |
| <p>●参考書 遠藤博也『行政法学の方法と対象』 遠藤博也『行政過程論・計画行政法』</p> | | |
| <p>●学生に対する評価 報告内容(70%)と議論にどの程度参加できるか(30%)で判断します。</p> | | |

| ■授業科目名 行政法特殊研究Ⅱ | ■単位 4 | ■担当教員名 大西 有二 |
|--|----------|-----------------|
| <p>●授業の到達目標及びテーマ 行政法における行政過程の意義を理解することを到達目標とします。 行政法における行政過程をテーマとします。</p> | | |
| <p>●授業の概要 はじめに受講生に報告してもらい、その報告に関してわたしがコメントし、その後、各論点について議論をして理解を正確にし、かつ深めるようにしたいと考えています。</p> | | |
| <p>●授業計画</p> <p>第1回 オリエンテーション 第2回 行政行為の意義・効力 第3回 行政行為と権利義務 第4回 行政行為と行政過程 第5回 行政行為の効力の範囲 第6回 多様な行政行為の分類 第7回 伝統的学説による分類 第8回 分類の再構成 第9回 その他の重要な行政行為 第10回 行政上の強制執行 第11回 現行法の内容 第12回 行政上の義務の民事執行 第13回 行政への義務履行の強制 第14回 行政罰・その他の制裁 第15回 前期のまとめ 第16回 取消請求権の意義 第17回 無効確認請求その他の請求権 第18回 行政不服申立権 第19回 職権取消と配慮請求 第20回 申請権 第21回 告知・聴聞を受ける権利 第22回 適正な権限行使を求める権利 第23回 行政手続き上の一般的権利義務 第24回 非公式手続による影響 第25回 調査、情報の収集と公開 第26回 手続きの選択、権限の融合 第27回 違法への寄与、処分要件の形成 第28回 権限行使の手順、順序 第29回 計画行政 第30回 まとめ</p> | | |
| <p>●準備学習の内容 毎回の報告テーマについて、レジュメを作成して7日前までに提出することが求められます。</p> | | |
| <p>●テキスト 遠藤博也『実定行政法』 遠藤博也『計画行政法』 その他、随時、重要文献を指示します。</p> | | |
| <p>●参考書 遠藤博也『行政法学の方法と対象』 遠藤博也『行政過程論・計画行政法』 遠藤博也『行政行為の無効と取消』</p> | | |
| <p>●学生に対する評価 報告内容(50%)と議論にどの程度参加できるか(50%)で判断します。</p> | | |

| ■授業科目名 行政法特殊研究Ⅲ | ■単位 4 | ■担当教員名 大西 有二 |
|--|----------|-----------------|
| ●授業の到達目標及びテーマ 行政訴訟法の基本原理を理解することを到達目標とします。 行政訴訟法の基本的構造をテーマとします。 | | |
| ●授業の概要 はじめに受講生に報告してもらい、その報告に関してわたしがコメントし、その後、各論点について議論をして理解を正確にし、かつ深めるようにしたいと考えています。 | | |
| ●授業計画 第1回 オリエンテーション 第2回 請求と訴え 第3回 訴訟当事者と裁判所 第4回 実体法と訴訟法 第5回 訴訟手続分配原則 第6回 行政事件訴訟と民事訴訟 第7回 主観訴訟と客観訴訟 第8回 抗告訴訟と当事者訴訟 第9回 取消訴訟の訴訟要件 第10回 行政処分 第11回 原告適格 第12回 狭義の訴えの利益 第13回 取消訴訟の構造と機能（訴訟物） 第14回 取消請求の特定 第15回 関連請求と訴えの変更 第16回 取消事由 第17回 理由の追加、追完、差替え 第18回 裁量審査方式 第19回 判決の種類と判決の効力 第20回 訴訟手続終了のその他の事由 第21回 現在の法律関係に関する訴え 第22回 無効等確認訴訟の原告適格 第23回 争点訴訟と存否・有効確認訴訟 第24回 義務付け訴訟・差止め訴訟 第25回 実質的当事者訴訟 第26回 執行停止 第27回 当事者訴訟・争点訴訟における仮の救済 第28回 仮処分禁止原則とその限定 第29回 実効的権利救済 第30回 まとめ | | |
| ●準備学習の内容 毎回の報告テーマについて、レジュメを作成して7日前までに提出することが求められます。 | | |
| ●テキスト 遠藤博也『実定行政法』 南博方・高橋滋編『条解行政事件訴訟法』 その他、随時、重要文献を指示します。 | | |
| ●参考書 遠藤博也『行政救済法』 阿部泰隆『行政法解釈学Ⅱ』 | | |
| ●学生に対する評価 報告内容(30%)と議論にどの程度参加できるか(70%)で判断します。 | | |

| ■授業科目名 行政法特殊研究Ⅰ | ■単位 4 | ■担当教員名 鈴木 光 |
|---|----------|----------------|
| ●授業の到達目標及びテーマ テーマは行政法、到達目標は現代日本社会における行政法の果たす役割と課題等を説明できるようになることである。 | | |
| ●授業の概要 現代日本社会における行政法の果たす役割と課題等を理解する。 | | |
| ●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 行政法の存在意義（報告） 第3回 行政法の存在意義（質疑） 第4回 行政法のモデル論（報告） 第5回 行政法のモデル論（質疑） 第6回 行政法の規範体系（報告） 第7回 行政法の規範体系（質疑） 第8回 公権力と公益（報告） 第9回 公権力と公益（質疑） 第10回 行政の主体（報告） 第11回 行政の主体（質疑） 第12回 議会と行政（報告） 第13回 議会と行政（質疑） 第14回 行政の自己制御と法（報告） 第15回 行政の自己制御と法（質疑） 第16回 地方自治と行政法（報告） 第17回 地方自治と行政法（質疑） 第18回 協働の進展と行政法学の課題（報告） 第19回 協働の進展と行政法学の課題（質疑） 第20回 行政上の規範（報告） 第21回 行政上の規範（質疑） 第22回 行政判断の構造（報告） 第23回 行政判断の構造（質疑） 第24回 リスク管理・安全性に関する判断と統制の構造（報告） 第25回 リスク管理・安全性に関する判断と統制の構造（質疑） 第26回 行政と司法（報告） 第27回 行政と司法（質疑） 第28回 グローバル化と行政法（報告） 第29回 グローバル化と行政法（質疑） 第30回 総まとめ | | |
| ●準備学習の内容 教科書の該当部分を30分程度予習するのが望ましい。 | | |
| ●テキスト 磯部力・小早川光郎・芝池義一編『行政法の新構想』（有斐閣）を予定しているが、履修者と相談のうえ、変更する場合もある。 | | |
| ●参考書 授業内で紹介する。 | | |
| ●学生に対する評価 報告（50%）と討論（50%）を総合的に勘案して評価する。 | | |

| ■授業科目名 行政法特殊研究Ⅱ | ■単位 4 | ■担当教員名 鈴木 光 |
|--|----------|----------------|
| ●授業の到達目標及びテーマ テーマは行政法、到達目標は現代日本社会における行政法の果たす役割と課題等を説明できるようになることである。 | | |
| ●授業の概要 現代日本社会における行政法の果たす役割と課題等を理解する。 | | |
| ●授業計画 第1回 行政介入の形態（報告） 第2回 行政介入の形態（質疑） 第3回 行政立法——「裁判規範性」に関する一分析（報告） 第4回 行政立法——「裁判規範性」に関する一分析（質疑） 第5回 行政計画（報告） 第6回 行政計画（質疑） 第7回 行政処分の法効果・規律・公定力（報告） 第8回 行政処分の法効果・規律・公定力（質疑） 第9回 行政契約（報告） 第10回 行政契約（質疑） 第11回 行政強制・実力行使（報告） 第12回 行政強制・実力行使（質疑） 第13回 行政罰・強制金（報告） 第14回 行政罰・強制金（質疑） 第15回 行政指導（報告） 第16回 行政指導（質疑） 第17回 行政上の誘導（報告） 第18回 行政上の誘導（質疑） 第19回 事前手続と事後手続（報告） 第20回 事前手続と事後手続（質疑） 第21回 裁量権行使に係る行政手続の意義——統合過程論的考察（報告） 第22回 裁量権行使に係る行政手続の意義——統合過程論的考察（質疑） 第23回 申請手続過程と法（報告） 第24回 申請手続過程と法（質疑） 第25回 手続過程の公開と参加（報告） 第26回 手続過程の公開と参加（質疑） 第27回 行政による情報の収集、保管、利用等（報告） 第28回 行政による情報の収集、保管、利用等（質疑） 第29回 行政保有情報の開示・公表と情報的行政手法（報告） 第30回 行政保有情報の開示・公表と情報的行政手法（質疑） | | |
| ●準備学習の内容 教科書の該当部分を30分程度予習するのが望ましい。 | | |
| ●テキスト 磯部力・小早川光郎・芝池義一編『行政法の新構想』（有斐閣）を予定しているが、履修者と相談のうえ、変更する場合もある。 | | |
| ●参考書 授業内で紹介する。 | | |
| ●学生に対する評価 報告（50%）と討論（50%）を総合的に勘案して評価する。 | | |

| ■授業科目名 行政法特殊研究Ⅲ | ■単位 4 | ■担当教員名 鈴木 光 |
|---|----------|----------------|
| ●授業の到達目標及びテーマ テーマは行政法、到達目標は現代日本社会における行政法の果たす役割と課題等を説明できるようになることである。 | | |
| ●授業の概要 現代日本社会における行政法の果たす役割と課題等を理解する。 | | |
| ●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 法律上の争訟と司法権の範囲（報告） 第3回 法律上の争訟と司法権の範囲（質疑） 第4回 抗告訴訟と法律関係訴訟（報告） 第5回 抗告訴訟と法律関係訴訟（質疑） 第6回 義務付け訴訟・差止訴訟（報告） 第7回 義務付け訴訟・差止訴訟（質疑） 第8回 行政訴訟の当事者・参加人（報告） 第9回 行政訴訟の当事者・参加人（質疑） 第10回 行政訴訟における行政の説明責任（報告） 第11回 行政訴訟における行政の説明責任（質疑） 第12回 行政判断と司法審査（報告） 第13回 行政判断と司法審査（質疑） 第14回 行政訴訟の審判の対象と判決の効力（報告） 第15回 行政訴訟の審判の対象と判決の効力（質疑） 第16回 行政不服審査（報告） 第17回 行政不服審査（質疑） 第18回 行政による紛争処理の諸形態（報告） 第19回 行政による紛争処理の諸形態（質疑） 第20回 行政救済法における権利・利益（報告） 第21回 行政救済法における権利・利益（質疑） 第22回 行政救済法における違法性（報告） 第23回 行政救済法における違法性（質疑） 第24回 行政介入請求権と危険管理責任（報告） 第25回 行政介入請求権と危険管理責任（質疑） 第26回 国家補償の体系の意義（報告） 第27回 国家補償の体系の意義（質疑） 第28回 行政の多元化と行政責任（報告） 第29回 行政の多元化と行政責任（質疑） 第30回 総まとめ | | |
| ●準備学習の内容 教科書の該当部分を30分程度予習するのが望ましい。 | | |
| ●テキスト 磯部力・小早川光郎・芝池義一編『行政法の新構想』（有斐閣）を予定しているが、履修者と相談のうえ、変更する場合もある。 | | |
| ●参考書 授業内で紹介する。 | | |
| ●学生に対する評価 報告（50%）と討論（50%）を総合的に勘案して評価する。 | | |

| ■授業科目名 行政法特殊研究 I | ■単位 4 | ■担当教員名 福士 明 |
|--|----------|----------------|
| <p>●授業の到達目標及びテーマ テーマ 国家補償法の比較研究 到達目標 国家補償法に関する国内外の文献を読むことによって、広い視野を得る。同時に、国家賠償の要件に関して理論的な分析を加えた論文及び判例理論を検討することにより、修士論文のテーマに新たな視角を提供し、博士論文の構想へと繋げることが到達目標である。</p> | | |
| <p>●授業の概要 各国の国家補償法に関する文献およびわが国の国家賠償法に関する基本的文献並びに国家賠償法の各要件に理論的な分析を加えた文献・判例理論に関して、受講者に予め整理して報告してもらい、これに関して私が質問・コメント等をし、受講生と討論して、理解を深める。なお、国家賠償法と損失補償法を合わせて国家補償法というが、本授業では、広い視野を得るため、国家補償法全体についての比較研究を行うこととする。</p> | | |
| <p>●授業計画</p> <p>第 1 回 ガイダンス 第 2 回 園部「国家補償法の意義」テキスト①1頁以下。 第 3 回 国家補償法の歴史的展開と動向①田中館「日本」テキスト①161頁以下。 第 4 回 国家補償法の歴史的展開と動向②滝沢「フランス」(1)テキスト①11-30頁。 第 5 回 国家補償法の歴史的展開と動向③滝沢「フランス」(2)テキスト①30-54頁 第 6 回 国家補償法の歴史的展開と動向④宇賀「ドイツ」(1)テキスト①55-74頁。 第 7 回 国家補償法の歴史的展開と動向⑤宇賀「ドイツ」(1)テキスト①74-90頁。 第 8 回 国家補償法の歴史的展開と動向⑥木村「イギリス」(1)テキスト①91-108頁。 第 9 回 国家補償法の歴史的展開と動向⑦木村「イギリス」(2)テキスト①108-129頁。 第 10 回 国家補償法の歴史的展開と動向⑧植村「アメリカ」(1)テキスト①131-146頁。 第 11 回 国家補償法の歴史的展開と動向⑨植村「アメリカ」(2)テキスト①146-158頁。 第 12 回 基本的文献の検討①雄川一郎「国家補償総説」テキスト③1頁以下。 第 13 回 基本的文献の検討②稲葉馨「公権力の行使にかかわる賠償責任」テキスト⑦17頁以下。 第 14 回 基本的文献の検討③木村実「營造物にかかわる賠償責任」テキスト③59頁以下。 第 15 回 国家補償法の各国比較に関する総括的検討と後期までに行う作業の指導 第 16 回 後期・ガイダンス・国家賠償の各要件に関する理論的検討の必要性和修士論文の関係の検討 第 17 回 国家賠償要件の検討①須藤「公権力の行使に当たる公務員」テキスト②61頁以下。 第 18 回 国家賠償要件の検討②村上「行政権の行使における違法と国家賠償法上の違法」テキスト②95頁以下。 第 19 回 国家賠償要件の検討③神橋「行政救済法における違法性」テキスト④211頁以下。 第 20 回 判例理論の検討①「バトカー追跡による第三者の損害」テキスト⑤216事件 第 21 回 判例理論の検討②法令解釈の誤りと国家賠償責任 テキスト⑤220事件 第 22 回 国家賠償要件の検討④本田「行政救済法における権利・利益」テキスト④237頁以下。 第 23 回 判例理論の検討③申請処理の遅延による精神的損害の賠償 テキスト⑤218事件 第 24 回 国家賠償訴訟 竜崎「国家賠償訴訟における主張・立証責任」テキスト③275頁以下。 第 25 回 判例理論の検討④賠償請求の前提としての無効確認請求と訴えの利益 最判昭36年4月21日民集15巻4号850頁 第 26 回 判例理論の検討⑤課税処分と国家賠償 テキスト⑤233事件 第 27 回 受講者の修士論文の再検討①比較法の観点から 第 28 回 受講生の修士論文の再検討②違法性の観点から 第 29 回 受講生の修士論文の総括的検討 第 30 回 受講生の修士論文の総括的検討による博士論文の方向性の検討</p> | | |
| <p>●準備学習の内容 受講生は、各授業のテーマに関して指示された判例・文献等を分析・整理して報告し、又は指示された作業をしていただく必要があります(2時間以上の予習が必要です)。</p> | | |
| <p>●テキスト ①西村宏一ほか編『国家補償法大系1 国家補償法の理論』(日本評論社、1987年)、②西村宏一ほか編『国家補償法大系2 国家賠償法の課題』(日本評論社、1987年)、③雄川一郎ほか編『現代行政法体系6 国家補償』(有斐閣、1983年)、④磯部力ほか編『行政法の新構想Ⅲ 行政救済法』(有斐閣、2008年)、⑤宇賀克也ほか『行政判例百選Ⅱ(第7版)』(有斐閣、2017年)</p> | | |
| <p>●参考書 授業中に説明します。</p> | | |
| <p>●学生に対する評価 報告内容(50%)、発言内容(20%)、受講姿勢(30%)によって評価します。</p> | | |

| ■授業科目名 行政法特殊研究 II | ■単位 4 | ■担当教員名 福士 明 |
|--|----------|----------------|
| <p>●授業の到達目標及びテーマ テーマ 登記官の国家賠償責任に関する比較研究 到達目標 登記官の国家賠償責任に関する比較法の観点と公証人など公証行為を行う主体や国会議員・検察官・裁判官など特色ある行為を行う主体の賠償責任との比較という観点から基本的文献および判例を検討し、博士論文の構想を練ることが到達目標である。</p> | | |
| <p>●授業の概要 登記官の国家賠償責任に関する諸外国の法制度および公証人、国会議員、検察官、裁判官等の国家賠償責任に関する基本的文献および判例について、受講者に予め整理して報告してもらい、これに関して私が質問・コメント等をし、受講生と討論して、理解を深める。その後、修士論文を土台として、行政法特殊研究 I で修得した知識を基にし、博士論文の構想を練ることとする。</p> | | |
| <p>●授業計画</p> <p>第 1 回 ガイダンス・比較の視点の設定 第 2 回 修士論文に基づく登記官の国家賠償責任に関する日本法の確認 第 3 回 登記に関する国家賠償責任に関するアメリカ法(1)法制度 第 4 回 登記に関する国家賠償責任に関するアメリカ法(2)学説 第 5 回 登記に関する国家賠償責任に関するアメリカ法(3)判例 第 6 回 登記に関する国家賠償責任に関するイギリス法(1)法制度 第 7 回 登記に関する国家賠償責任に関するイギリス法(2)学説 第 8 回 登記に関する国家賠償責任に関するイギリス法(3)判例 第 9 回 登記に関する国家賠償責任に関するドイツ法(1)法制度 第 10 回 登記に関する国家賠償責任に関するドイツ法(2)学説 第 11 回 登記に関する国家賠償責任に関するドイツ法(3)判例 第 12 回 登記に関する国家賠償責任に関するフランス法(1)法制度 第 13 回 登記に関する国家賠償責任に関するフランス法(2)学説 第 14 回 登記に関する国家賠償責任に関するフランス法(3)判例 第 15 回 日本法との比較からする外国法の総括的検討 第 16 回 後期・ガイダンス・比較対象とする責任主体の検討 第 17 回 公証人の国家賠償責任(1)基本的文献 吉井「公証人の責任」 第 18 回 公証人の国家賠償責任(2)判例 第 19 回 印鑑証明担当者の国家賠償責任(1)基本的文献 古崎「印鑑証明と国家賠償責任」 第 20 回 印鑑証明担当者の国家賠償責任(2)判例 第 21 回 国会議員の国家賠償責任(1)基本的文献 古崎「立法活動と国家賠償責任」 第 22 回 国会議員の国家賠償責任(2)判例 第 23 回 検察官の国家賠償責任(1)基本的文献 古崎「無罪と国家賠償責任」 第 24 回 検察官の国家賠償責任(2)判例 第 25 回 裁判官の国家賠償責任(1)基本的文献 古崎「裁判官の職務活動と国家賠償責任・再論」 第 26 回 裁判官の国家賠償責任(2)判例 第 27 回 修士論文を基礎とする受講者による博士論文の構想報告 第 28 回 博士論文の構想報告に対する検討(1) 考察の対象とする項目の観点から 第 29 回 博士論文の構想報告に対する検討(2)方法論の観点から 第 30 回 博士論文の構想に関する総括的検討</p> | | |
| <p>●準備学習の内容 受講生は、各授業のテーマに関して指示された法令、文献、判例等を分析・整理して報告し、又は指示された作業をしていただく必要があります(2時間以上の予習が必要です)。</p> | | |
| <p>●テキスト 特になし。</p> | | |
| <p>●参考書 授業中に説明します。</p> | | |
| <p>●学生に対する評価 報告内容(50%)、発言内容(20%)および受講姿勢(30%)によって評価します。</p> | | |

| ■授業科目名 行政法特殊研究Ⅲ | ■単位 4 | ■担当教員名 福士 明 |
|--|----------|----------------|
| ●授業の到達目標及びテーマ テーマ 登記官の国家賠償の研究。 到達目標 登記官の国家賠償責任に関する博士論文を完成させる。 | | |
| ●授業の概要 登記官の国家賠償責任に関する修士論文とその後の行政法特殊研究Ⅰ・Ⅱで獲得した知見を基礎として完成させた博士論文の構想を基盤として、これに修正を行い博士論文を完成させる作業を行う。授業では、受講生がまとまりのある章ないし節ごとに、博士論文の構想内容の報告をして、それに関して私が質問・コメント等論文指導をし、討論の後、受講生が報告内容に修正を施してこれを報告し、博士論文を完成させる。なお、以下の内容部分は、例示であり、授業の進行は受講生の博士論文の構想内容により異なる。 | | |
| ●授業計画 第1回 ガイダンス 第2回 論文構想報告(1)わが国の国家賠償制度-概要・立法過程(第1章第1節) 第3回 論文指導(1)わが国の国家賠償制度-概要・立法過程(第1章第1節) 第4回 論文修正報告(1)わが国の国家賠償制度-概要・立法過程(第1章第1節) 第5回 論文構想報告(2)わが国の国家賠償制度-要件に関する学説・判例(第1章第2節, 第3節) 第6回 論文指導(2)わが国の国家賠償制度-要件に関する学説・判例(第1章第2節, 第3節) 第7回 論文修正報告(2)わが国の国家賠償制度-要件に関する学説・判例(第1章第2節, 第3節) 第8回 論文構想報告(3)登記の法制度・登記官の賠償責任に関する学説(第2章第1節, 第2節) 第9回 論文指導(3)登記の法制度・登記官の賠償責任に関する学説(第2章第1節, 第2節) 第10回 論文修正報告(3)登記の法制度・登記官の賠償責任に関する学説(第2章第1節, 第2節) 第11回 論文構想報告(4)登記官の賠償責任の判例分析(第2章第3節) 第12回 論文指導(4)登記官の賠償責任の判例分析(第2章第3節) 第13回 論文修正報告(4)登記官の賠償責任の判例分析(第2章第3節) 第14回 論文指導(5)これまでの報告内容に対する総括的な論文指導 第15回 論文指導(6)これまでの論文指導を踏まえ後期までに行う作業の検討 第16回 後期・ガイダンス・論文構想報告?登記に関する諸外国の法制・イギリス(第3章第1節) 第17回 論文指導(7)登記に関する諸外国の法制・イギリス(第3章第1節) 第18回 論文修正報告(5)登記に関する諸外国の法制・イギリス(第3章第1節) 第19回 論文構想報告(6)登記に関する諸外国の法制・アメリカ(第3章第2節) 第20回 論文指導(8)登記に関する諸外国の法制・アメリカ(第3章第2節) 第21回 論文修正報告(6)登記に関する諸外国の法制・アメリカ(第3章第2節) 第22回 構想報告(7)登記官の賠償責任に関する解釈論および立法論の提言・各主体の賠償責任(第4章第1節) 第23回 論文指導(9)登記官の賠償責任に関する解釈論および立法論の提言・各主体の賠償責任(第4章第1節) 第24回 論文修正報告(7)登記官の賠償責任に関する解釈論および立法論の提言・各主体の賠償責任(第4章第1節) 第25回 論文構想報告(8)登記官の賠償責任に関する解釈論および立法論の提言・解釈論の提言・立法論の提言(第4章第2節, 第3節) 第26回 論文指導(9)登記官の賠償責任に関する解釈論および立法論の提言・解釈論の提言・立法論の提言(第4章第2節, 第3節) 第27回 論文修正報告(8)登記官の賠償責任に関する解釈論および立法論の提言・解釈論の提言・立法論の提言(第4章第2節, 第3節) 第28回 博士論文構想全体の検討(1)内容上の見地から 第29回 博士論文構想全体の検討(2)文献引用の仕方等体裁の見地から 第30回 博士論文の完成 | | |
| ●準備学習の内容 受講生は、各授業のテーマに関して指示された報告の準備をし又は指示された作業をしていく必要があります(2時間以上の予習が必要です)。 | | |
| ●テキスト 特になし。 | | |
| ●参考書 授業中に説明します。 | | |
| ●学生に対する評価 報告内容(30%)、発言内容(20%)および博士論文の内容(50%)で評価します。 | | |

| ■授業科目名 民法特殊研究Ⅰ | ■単位 4 | ■担当教員名 松久 三四彦 |
|---|----------|------------------|
| ●授業の到達目標及びテーマ 民法上の基本的制度及び先端的問題を研究できる基礎力をつけることを目的とする。テーマは、民法(債権関係)改正法に留意した、民法総則上の重要問題に関する判例・学説の研究である。 | | |
| ●授業の概要 各回のテーマについて、報告と討論を中心に行なう。あわせて、博士論文完成に向けた論文作成指導を行なう。 | | |
| ●授業計画 第1回 オリエンテーション(テーマ、判例、論文の打合せ) 第2回 信義誠実の原則・権利濫用(判例[物権的請求事例を中心に]・検討) 第3回 信義誠実の原則・権利濫用(判例[消費者契約法違反事例を中心に]・検討) 第4回 信義誠実の原則・権利濫用(論文・検討) 第5回 法人の重要問題(判例[営利法人事例を中心に]・検討) 第6回 法人の重要問題(判例[非営利法人事例を中心に]・検討) 第7回 法人の重要問題(論文[営利法人事例を中心に]・検討) 第8回 法人の重要問題(論文[非営利法人事例を中心に]・検討) 第9回 錯誤の重要問題(判例[表示錯誤事例を中心に]・検討) 第10回 錯誤の重要問題(判例[動機錯誤事例を中心に]・検討) 第11回 錯誤の重要問題(論文[表示錯誤事例を中心に]・検討) 第12回 錯誤の重要問題(論文[動機錯誤事例を中心に]・検討) 第13回 表見代理の重要問題(判例・検討) 第14回 表見代理の重要問題(論文[代理権授与表示を中心に]・検討) 第15回 表見代理の重要問題(論文[正当理由を中心に]・検討) 第16回 無権代理の重要問題(判例・検討) 第17回 無権代理の重要問題(論文[無権代理人の責任を中心に]・検討) 第18回 無権代理の重要問題(論文[無権代理・他人物売買と相続を中心に]・検討) 第19回 時効通則の重要問題(判例・検討) 第20回 時効通則の重要問題(論文[存在理由論を中心に]・検討) 第21回 時効通則の重要問題(論文[援用権者の範囲論を中心に]・検討) 第22回 取得時効の重要問題(判例・検討) 第23回 取得時効の重要問題(論文[比較法を中心に]・検討) 第24回 取得時効の重要問題(論文[取得時効と登記の問題を中心に]・検討) 第25回 消滅時効の重要問題(判例・検討) 第26回 消滅時効の重要問題(論文[消滅時効の起算点を中心に]・検討) 第27回 消滅時効の重要問題(論文[一部請求と時効完成猶予・更新を中心に]・検討) 第28回 消滅時効の重要問題(論文[債権法改正を中心に]・検討) 第29回 除斥期間(判例・検討) 第30回 除斥期間(論文・検討) | | |
| ●準備学習の内容 各回のテーマに関する判例・学説の状況を報告する準備を行なう。取り上げる判例・事前に読むべき論文については、オリエンテーションで、受講者とともに決定する。 | | |
| ●テキスト 特になし。 | | |
| ●参考書 特になし。 | | |
| ●学生に対する評価 報告および討論の内容を各50%の割合で評価する。これらの評価については、次回以降への参考となるよう、適宜コメントする。 | | |

| ■授業科目名 民法特殊研究Ⅱ | ■単位 4 | ■担当教員名 松久 三四彦 |
|---|----------|------------------|
| <p>●授業の到達目標及びテーマ 民法上の基本的制度及び先端的問題を研究できる基礎力をつけることを目的とする。テーマは、民法（債権関係）改正法に留意した、物権法上の重要問題に関する判例・学説の研究である。</p> | | |
| <p>●授業の概要 各回のテーマについて、報告と討論を中心に行なう。あわせて、博士論文完成に向けた論文作成指導を行なう。</p> | | |
| <p>●授業計画</p> <p>第1回 オリエンテーション（テーマ、判例、論文の打合せ） 第2回 物権的請求権と費用負担（判例・検討） 第3回 物権的請求権と費用負担（論文 [比較法に関するものを中心に]・検討） 第4回 物権的請求権と費用負担（論文 [日本法に関するものを中心に]・検討） 第5回 占有の訴えと本権の訴えの関係（判例・検討） 第6回 占有の訴えと本権の訴えの関係（論文 [訴訟物・重複基礎・既判力との関係に関するものを中心に]・検討） 第7回 占有の訴えと本権の訴えの関係（論文 [本権に基づく抗弁・反訴・別訴に関するものを中心に]・検討） 第8回 付合（判例 [不動産の付合に関するもの]・検討） 第9回 付合（判例 [動産の付合に関するもの]・検討） 第10回 付合（論文 [不動産の付合に関するもの]・検討） 第11回 付合（論文 [動産の付合に関するもの]・検討） 第12回 共有制度の重要問題（判例 [実体法上の問題に関するもの]・検討） 第13回 共有制度の重要問題（判例 [訴訟法上の問題に関するもの]・検討） 第14回 共有制度の重要問題（論文 [実体法上の問題に関するもの]・検討） 第15回 共有制度の重要問題（論文 [訴訟法上の問題に関するもの]・検討） 第16回 留置権の重要問題（判例・検討） 第17回 留置権の重要問題（論文・検討） 第18回 先取特権の重要問題（判例・検討） 第19回 先取特権の重要問題（論文・検討） 第20回 抵当権の重要問題（判例 [抵当権の及ぶ範囲に関するもの]・検討） 第21回 抵当権の重要問題（判例 [抵当権の物上代位に関するもの]・検討） 第22回 抵当権の重要問題（論文 [抵当権の及ぶ範囲に関するもの]・検討） 第23回 抵当権の重要問題（論文 [抵当権の物上代位に関するもの]・検討） 第24回 事業譲渡と根抵当権（判例・検討） 第25回 事業譲渡と根抵当権（論文・検討） 第26回 譲渡担保の法的構成と効力（判例・検討） 第27回 譲渡担保の法的構成と効力（論文・検討） 第28回 集合債権の譲渡担保（判例・検討） 第29回 集合債権の譲渡担保（論文・検討） 第30回 新たな資金調達仕組み（論文・検討）</p> | | |
| <p>●準備学習の内容 民法（債権関係）改正法に留意しつつ、各回のテーマに関する判例・学説の状況を報告する準備を行なう。取り上げる判例・事前に読むべき論文については、オリエンテーションで、受講者とともに決定する。</p> | | |
| <p>●テキスト 特になし。</p> | | |
| <p>●参考書 特になし。</p> | | |
| <p>●学生に対する評価 報告および討論の内容を各 50%の割合で評価する。これらの評価については、次回以降への参考となるよう、適宜コメントする。</p> | | |

| ■授業科目名 民法特殊研究Ⅲ | ■単位 4 | ■担当教員名 松久 三四彦 |
|---|----------|------------------|
| <p>●授業の到達目標及びテーマ 民法上の基本的制度及び先端的問題を研究できる基礎力をつけることを目的とする。テーマは、民法（債権関係）改正法に留意した、債権法上の重要問題に関する判例・学説の研究である。</p> | | |
| <p>●授業の概要 各回のテーマについて、報告と討論を中心に行なう。あわせて、博士論文完成に向けた論文作成指導を行なう。</p> | | |
| <p>●授業計画</p> <p>第1回 オリエンテーション（テーマ、判例、論文の打合せ） 第2回 当事者の認定（判例・検討） 第3回 当事者の認定（論文・検討） 第4回 損害軽減義務（論文・検討） 第5回 弁済による代位（判例・検討） 第6回 弁済による代位（論文・検討） 第7回 債権侵害（判例 [二重譲渡事例を中心に]・検討） 第8回 債権侵害（判例 [競業禁止義務違反・不正競争事例を中心に]・検討） 第9回 債権侵害（論文・検討） 第10回 請求権の競合（判例・検討） 第11回 請求権の競合（論文・検討） 第12回 債権者代位権（改正法の検討を中心に） 第13回 詐害行為取消権（改正法の検討を中心に [要件論を中心に]） 第14回 詐害行為取消権（改正法の検討を中心に [効果論を中心に]） 第15回 譲渡禁止特約の現代的機能（論文・検討） 第16回 相殺の現代的機能（論文・検討） 第17回 情報提供義務（判例・検討） 第18回 情報提供義務（論文・検討） 第19回 定型約款（改正法の検討を中心に） 第20回 継続的契約関係（判例・検討） 第21回 継続的契約関係（論文・検討） 第22回 契約の第三者効（判例・検討） 第23回 契約の第三者効（論文・検討） 第24回 現代の無償契約（論文・検討） 第25回 サブリース（判例・検討） 第26回 サブリース（論文・検討） 第27回 信頼関係破壊の法理（判例・論文・検討） 第28回 名誉・プライバシー（判例・検討） 第29回 共同不法行為（判例・検討） 第30回 共同不法行為（論文・検討）</p> | | |
| <p>●準備学習の内容 民法（債権関係）改正法に留意しつつ、各回のテーマに関する判例・学説の状況を報告する準備を行なう。取り上げる判例・事前に読むべき論文については、オリエンテーションで、受講者とともに決定する。</p> | | |
| <p>●テキスト 特になし。</p> | | |
| <p>●参考書 特になし。</p> | | |
| <p>●学生に対する評価 報告および討論の内容を各 50%の割合で評価する。これらの評価については、次回以降への参考となるよう、適宜コメントする。</p> | | |

| ■授業科目名 商法特殊研究Ⅰ | ■単位 4 | ■担当教員名 新山 一範 |
|---|----------|-----------------|
| <p>●授業の到達目標及びテーマ テーマ：責任保険契約。 到達目標：責任保険契約に関する諸問題を検討し、もって責任保険及び消極保険の概念を明らかにすることを目標とする。</p> | | |
| <p>●授業の概要 責任保険契約についてその保険給付や損害・保険事故概念に関係する諸問題を検討することにより、責任保険の概念を考察し、その上で費用保険を含めた消極保険の概念について考察する（ただし、履修者が他に責任保険契約に関して検討したい問題がある場合、それを優先する）。</p> | | |
| <p>●授業計画 第1回 授業の内容・進め方について 第2回 保険契約の分類 第3回 保険契約の種類と消極保険 第4回 責任保険の概念 第5回 給付方法の類型 第6回 責任関係と保険関係の分離(1)(問題の所在) 第7回 責任関係と保険関係の分離(2)(裁判例) 第8回 責任関係と保険関係の分離(3)(分離主義) 第9回 損害てん補給付について(1)(諸類型) 第10回 損害てん補給付について(2)(保険損害との関係) 第11回 権利保護給付(1)(費用給付か) 第12回 権利保護給付(2)(一体的保険請求権とする説) 第13回 責任保険の損害について(まとめ) 第14回 責任関係の基準性(1)(問題の所在, 学説) 第15回 責任関係の基準性(2)(独・仏の判例) 第16回 責任関係の基準性(3)(保険事故との関係) 第17回 保険事故について(1)(諸説) 第18回 保険事故について(2)(基準性などとの関係) 第19回 被害者の先取特権 第20回 被害者の直接請求権の性質(1)(自賠責保険) 第21回 被害者の直接請求権の性質(2)(任意自動車保険) 第22回 責任関係と直接関係の牽連関係(1)(直接請求権の消滅) 第23回 責任関係と直接関係の牽連関係(2)(損害賠償請求権の消滅：混同) 第24回 責任関係と直接関係の牽連関係(3)(損害賠償請求権の消滅：その他) 第25回 各種の費用保険 第26回 費用保険の特色 第27回 費用保険と保険損害 第28回 消極保険概念について(1)(責任保険と費用保険) 第29回 消極保険概念について(2)(消極保険の特徴) 第30回 まとめ</p> | | |
| <p>●準備学習の内容 指定された文献その他の文献を読み、授業当日のための報告（口頭または書面）をまとめておくこと。授業前に指定する文献・判例を読んでおくこと。事前にレポートの提出を求めることがある。</p> | | |
| <p>●テキスト 特になし。</p> | | |
| <p>●参考書 授業中に紹介する。</p> | | |
| <p>●学生に対する評価 平常点（授業における応答50%・報告50%）により評価する。</p> | | |

| ■授業科目名 商法特殊研究Ⅱ | ■単位 4 | ■担当教員名 新山 一範 |
|--|----------|-----------------|
| <p>●授業の到達目標及びテーマ テーマ：損害賠償と保険給付等，併行給付の調整。 到達目標：損害賠償と保険給付の調整等に関する諸問題を検討し、もって併行給付間の調整方法の類型化を試みることを目標とする。</p> | | |
| <p>●授業の概要 損害賠償と私保険給付・社会保険給付などの調整方法及び保険給付相互間等の調整方法を考察し、併行給付の調整方法をどのように類型化しうるかを考察する（ただし、履修者が他に損害賠償と保険給付との調整に関連して検討したい問題がある場合、それを優先する）。</p> | | |
| <p>●授業計画 第1回 授業の内容・進め方について 第2回 問題の所在 第3回 問題の視角・類型化について 第4回 損害賠償と損害保険給付との調整(1)(請求権代位の要件と効果) 第5回 損害賠償と損害保険給付との調整(2)(代位と損益相殺) 第6回 損害賠償と損害保険給付との調整(3)(保険給付額がてん補損害額に満たない場合) 第7回 損害賠償と損害保険給付との調整(4)(差額説) 第8回 損害賠償と定額保険給付との調整(1)(生命保険) 第9回 損害賠償と定額保険給付との調整(2)(傷害保険) 第10回 損害賠償と定額保険給付との調整(3)(加害者が締結した保険の場合) 第11回 損害賠償と社会保険給付との調整(1)(労災保険：使用者行為災害) 第12回 損害賠償と社会保険給付との調整(2)(労災保険：第三者行為災害) 第13回 損害賠償と社会保険給付との調整(3)(国民健康保険ほか) 第14回 損害賠償と社会保険給付との調整(4)(対応原則ほか、まとめ) 第15回 対応原則(1)(裁判例) 第16回 対応原則(2)(同一性の基準) 第17回 損害賠償債権の放棄と保険給付 第18回 保険利益享受約款(1)(判例) 第19回 保険利益享受約款(2)(判例の検討) 第20回 損害賠償と自動車損害賠償保障事業との調整 第21回 損害賠償とその他の給付との調整 第22回 私保険給付間の調整 第23回 社会保険給付間の調整 第24回 その他の併行給付間の調整(1)(自動車損害賠償保障事業と他の法令による給付) 第25回 その他の併行給付間の調整(2)(犯罪被害者給付金と他の法令による給付) 第26回 その他の併行給付間の調整(3)(べき額調整について) 第27回 調整方法の類型化(1)(調整方法の種類) 第28回 調整方法の類型化(2)(受給者の請求権から見た場合) 第29回 調整方法の類型化(3)(双方の組合せによる類型化) 第30回 まとめ</p> | | |
| <p>●準備学習の内容 指定された文献その他の文献を読み、授業当日のための報告（口頭または書面）をまとめておくこと。授業前に指定する文献・判例を読んでおくこと。事前にレポートの提出を求めることがある。</p> | | |
| <p>●テキスト 特になし。</p> | | |
| <p>●参考書 授業中に紹介する。</p> | | |
| <p>●学生に対する評価 平常点（授業における応答50%・報告50%）により評価する。</p> | | |

| ■授業科目名 商法特殊研究Ⅲ | ■単位 4 | ■担当教員名 新山 一範 |
|---|----------|-----------------|
| <p>●授業の到達目標及びテーマ テーマ：人保険給付の諸問題。 到達目標：人保険給付に関する諸問題を考察し、もって保険金受取人の指定その他に関する理解を深めることを目標とする。</p> | | |
| <p>●授業の概要 人保険給付に関する問題のうち、主として保険金受取人に関する問題を取り上げる。このほかモラル・リスクなど人保険の保険給付に関して生じている諸問題を検討する（ただし、人保険契約に関連して履修者が検討したい問題がある場合、それを優先する）。</p> | | |
| <p>●授業計画</p> <p>第1回 授業の内容・進め方について 第2回 他人の生命の保険(1)(危険防止に関する法制) 第3回 他人の生命の保険(2)(被保険者の同意) 第4回 他人の生命の保険(3)(企業保険における保険金引渡請求事件) 第5回 保険金受取人の地位(1)(第三者のためにする保険契約) 第6回 保険金受取人の地位(2)(保険金請求権の固有権性：判例) 第7回 保険金受取人の地位(3)(保険金請求権の固有権性：学説の検討) 第8回 保険金受取人の地位(4)(特別受益の持戻し) 第9回 保険金受取人指定の解釈(1)(解釈の方法) 第10回 保険金受取人指定の解釈(2)(抽象的指定と具体的氏名のある場合の解釈) 第11回 保険金受取人指定の解釈(3)(抽象的に指定した場合の問題：判例) 第12回 保険金受取人指定の解釈(4)(抽象的に指定した場合の問題：学説) 第13回 保険金受取人の変更(1)(保険金受取人変更権) 第14回 保険金受取人の変更(2)(変更行為の法的性質・方法) 第15回 保険金受取人の変更(3)(遺言による変更) 第16回 保険金受取人の変更(4)(変更の効力発生時期) 第17回 保険金受取人の死亡(1)(保険金受取人先死亡の場合の保険金受取人) 第18回 保険金受取人の死亡(2)(相続人間の権利取得割合) 第19回 保険金受取人の死亡(3)(保険金受取人と被保険者の同時死亡) 第20回 人保険給付と損害賠償(1)(生命保険) 第21回 人保険給付と損害賠償(2)(傷害保険) 第22回 人保険給付と損害賠償(3)(加害者が締結した保険の場合) 第23回 人保険給付と損害賠償(4)(傷害疾病損害保険) 第24回 人保険とモラル・リスク(1)(保険事故の偶発性の主張立証責任：傷害保険) 第25回 人保険とモラル・リスク(2)(保険事故の偶発性の主張立証責任：損害保険) 第26回 人保険とモラル・リスク(3)(故意の事故招致と免責の範囲) 第27回 人保険とモラル・リスク(4)(故意の事故招致と保険金取得目的) 第28回 人保険とモラル・リスク(5)(第三者の事故招致) 第29回 人保険とモラル・リスク(6)(自殺免責) 第30回 まとめ</p> | | |
| <p>●準備学習の内容 指定された文献その他の文献を読み、授業当日のための報告(口頭または書面)をまとめておくこと。授業前に指定する文献・判例を読んでおくこと。事前にレポートの提出を求められることがある。</p> | | |
| <p>●テキスト 特になし。</p> | | |
| <p>●参考書 授業中に紹介する。</p> | | |
| <p>●学生に対する評価 平常点(授業における応答50%・報告50%)により評価する。</p> | | |

| ■授業科目名 商法特殊研究Ⅰ | ■単位 4 | ■担当教員名 草間 秀樹 |
|---|----------|-----------------|
| <p>●授業の到達目標及びテーマ 主要なテーマは、イギリスのコーポレート・ガバナンスである。それに関するテキストを読みながら、受講者の問題意識を高めることが授業の到達目標である。</p> | | |
| <p>●授業の概要 受講者による翻訳をチェックしたうえで、わが国の制度との比較検討を行う。</p> | | |
| <p>●授業計画</p> <p>第1回 オリエンテーション 第2回 Definition, Background and Purpose of Corporate Governance 第3回 The Regulatory Regime 第4回 The Board and its Structure 第5回 Duties and Liabilities of Directors 第6回 The Non-Executive Director: The role of the non-executive director 第7回 The Non-Executive Director: Independence 第8回 The Non-Executive Director: Meeting of the non-executive director 第9回 Voices from the Boardroom 第10回 Board Evaluations 第11回 The Chairman 第12回 The Company Secretary 第13回 Board Meeting 第14回 Directors' Remuneration 第15回 D&O Insurance and Indemnification 第16回 Financial Reporting 第17回 External Audit, Internal Audit and the Audit Committee 第18回 Risk Management and Internal Control 第19回 Reporting to Shareholders 第20回 The Annual General Meeting 第21回 Institutional Shareholder Activism: Background and outline 第22回 Institutional Shareholder Activism: case study 第23回 Communicating and Engagement with Shareholders 第24回 Corporate Social Responsibility 第25回 Pension Funds 第26回 The Voluntary and Community Sector 第27回 Corporate Governance in the European Union 第28回 US Corporate Governance 第29回 Governance of Banks and Other Financial Industry Entities 第30回 総括</p> | | |
| <p>●準備学習の内容 テキストの指定された箇所を翻訳(抄訳)し、基本的に、報告用のレジュメを作成する。</p> | | |
| <p>●テキスト Richard Smerdon, <i>A Practical Guide to Corporate Governance, 4th edition</i> (Sweet & Maxwell, 2010)</p> | | |
| <p>●参考書 必要に応じて指示する。</p> | | |
| <p>●学生に対する評価 授業への参加姿勢(50%)、報告(50%)で評価する。</p> | | |

| ■授業科目名 商法特殊研究Ⅱ | ■単位 4 | ■担当教員名 草間 秀樹 |
|---|----------|-----------------|
| <p>●授業の到達目標及びテーマ 大きなテーマとしては、日・米・英国におけるコーポレート・ガバナンスの比較研究であるが、具体的に扱うべきテーマについては受講者の関心による。本授業では、博士論文の構想を固めていくことを到達目標とする。</p> | | |
| <p>●授業の概要 商法特殊研究Ⅰにおいて関心を抱いたテーマについて、国内・外における判例・学説を広く考察、整理しながら、博士論文の構想を固めていく。</p> | | |
| <p>●授業計画</p> <p>第1回 オリエンテーション 第2回 問題の所在の明確化 第3回 イギリス法におけるコーポレート・ガバナンスに関する法制度の概観 第4回 イギリス法におけるコーポレート・ガバナンスに関する法制度の考察 第5回 イギリス法におけるコーポレート・ガバナンスに関する法制度の整理 第6回 イギリス法におけるコーポレート・ガバナンスに関する判例の概観 第7回 イギリス法におけるコーポレート・ガバナンスに関する判例の考察 第8回 イギリス法におけるコーポレート・ガバナンスに関する判例の整理 第9回 イギリス法におけるコーポレート・ガバナンスに関する学説の概観 第10回 イギリス法におけるコーポレート・ガバナンスに関する学説の考察 第11回 イギリス法におけるコーポレート・ガバナンスに関する学説の整理 第12回 アメリカ法におけるコーポレート・ガバナンスに関する法制度の概観 第13回 アメリカ法におけるコーポレート・ガバナンスに関する法制度の考察 第14回 アメリカ法におけるコーポレート・ガバナンスに関する法制度の整理 第15回 アメリカ法におけるコーポレート・ガバナンスに関する判例の概観 第16回 アメリカ法におけるコーポレート・ガバナンスに関する判例の考察 第17回 アメリカ法におけるコーポレート・ガバナンスに関する判例の整理 第18回 アメリカ法におけるコーポレート・ガバナンスに関する学説の概観 第19回 アメリカ法におけるコーポレート・ガバナンスに関する学説の考察 第20回 アメリカ法におけるコーポレート・ガバナンスに関する学説の整理 第21回 日本法におけるコーポレート・ガバナンスに関する法制度の概観 第22回 日本法におけるコーポレート・ガバナンスに関する法制度の考察 第23回 日本法におけるコーポレート・ガバナンスに関する法制度の整理 第24回 日本法におけるコーポレート・ガバナンスに関する判例の概観 第25回 日本法におけるコーポレート・ガバナンスに関する判例の考察 第26回 日本法におけるコーポレート・ガバナンスに関する判例の整理 第27回 日本法におけるコーポレート・ガバナンスに関する学説の概観 第28回 日本法におけるコーポレート・ガバナンスに関する学説の考察 第29回 日本法におけるコーポレート・ガバナンスに関する学説の整理 第30回 総括</p> | | |
| <p>●準備学習の内容 基本的に、毎回、報告用のレジюмеを作成し、事前に提出する。</p> | | |
| <p>●テキスト 特に指定しない。</p> | | |
| <p>●参考書 必要に応じて指示する。</p> | | |
| <p>●学生に対する評価 授業への参加姿勢（50%）、報告（50%）で評価する。</p> | | |

| ■授業科目名 商法特殊研究Ⅲ | ■単位 4 | ■担当教員名 草間 秀樹 |
|--|----------|-----------------|
| <p>●授業の到達目標及びテーマ 大きなテーマとしては、日・米・英国におけるコーポレート・ガバナンスの比較研究であるが、具体的に扱うべきテーマについては受講者の関心による。本授業では、博士論文の完成を到達目標とする。</p> | | |
| <p>●授業の概要 商法特殊研究Ⅱにおいて考察・整理してきた事柄に基づき博士論文を作成して頂くことになるが、授業の方式としては、受講者に中間報告を度々して頂き、それに対してこちらから課題を提示し、それをさらに再検討して頂きながら進めていく予定である。なお、下記の授業計画は一応三章から成る論文を作成する場合を想定して記載してあるが、あくまでも目安であり、実際には各受講者の進捗状況等によって随時変更していく。</p> | | |
| <p>●授業計画</p> <p>第1回 オリエンテーション 第2回 博士論文作成に向けての問題意識の確認 第3回 商法特殊研究Ⅱで取り組んだ内容の確認 第4回 博士論文の全体的な流れについての報告 第5回 序論に関する報告 第6回 課題の提示を受けた後の再報告 第7回 序論の文章化 第8回 表現方法等についての指導 第9回 第一章に関する報告 第10回 課題の提示を受けた後の再報告 第11回 第一章の文章化 第12回 構成・内容等に関する指導 第13回 表現方法・注等に関する指導 第14回 第一章と第二章とのつながりに関する指導 第15回 前期総括 第16回 第二章に関する報告 第17回 課題の提示を受けた後の再報告 第18回 第二章の文章化 第19回 構成・内容等に関する指導 第20回 表現方法・注等に関する指導 第21回 第二章と第三章とのつながりに関する指導 第22回 第三章に関する報告 第23回 課題の提示を受けた後の再報告 第24回 第三章の文章化 第25回 構成・内容等に関する指導 第26回 表現方法・注等に関する指導 第27回 結論に関する報告 第28回 課題の提示を受けた後の再報告 第29回 表現方法等についての指導 第30回 博士論文完成への最終チェック</p> | | |
| <p>●準備学習の内容 基本的に、毎回、報告用のレジюмеを作成し、事前に提出する。</p> | | |
| <p>●テキスト 特に指定しない。</p> | | |
| <p>●参考書 必要に応じて指示する。</p> | | |
| <p>●学生に対する評価 博士論文の内容（50%）、授業への参加姿勢（50%）で評価する。</p> | | |

| ■授業科目名 刑事訴訟法特殊研究Ⅰ | ■単位 4 | ■担当教員名 飯野 海彦 |
|---|----------|-----------------|
| <p>●授業の到達目標及びテーマ 刑事手続法の意義と理念の検討をテーマに、自身の研究内容の再確認と研究完成に必要な方法論の吸収とを到達目標とする</p> | | |
| <p>●授業の概要 内外の刑事手続法に関する文献研究が中心となる。古典的な名著・論文・判例から、最新の注目著作等も読み解いていく。</p> | | |
| <p>●授業計画</p> <p>第1回 オリエンテーション（授業の進め方等） 第2回 デュー・プロセスとは 第3回 刑事訴訟の基本原則その1 当事者主義 第4回 刑事訴訟の基本原則その2 公判中心主義 第5回 刑事訴訟の基礎理論概観 第6回 捜査の構造 第7回 検察官論（公判専従論，客観義務） 第8回 強制捜査と任意捜査 第9回 公訴権濫用論 第10回 起訴便宜主義 第11回 訴因と公訴事実その1 訴因制度 第12回 訴因と公訴事実その2 公訴事実の同一性 第13回 公判前整理手続その1 予断・裁判員との情報格差 第14回 公判前整理手続その2 証拠開示 第15回 迅速な裁判 第16回 違法収集証拠の排除その1 比較法的考察 第17回 違法収集証拠の排除その2 量刑への反映 第18回 違法捜査と公訴棄却 第19回 自白法則 第20回 状況証拠による事実認定 第21回 証明責任と推定 第22回 自由心証主義 第23回 事実認定論 第24回 量刑 第25回 一事不再理 第26回 形式裁判と既判力 第27回 免訴判決 第28回 控訴審の構造 第29回 裁判員裁判と上訴 第30回 再審事由</p> | | |
| <p>●準備学習の内容 毎回のテーマについて、事前に指示する文献をまとめ、レポートにまとめて報告してもらいます。</p> | | |
| <p>●テキスト 毎回指示する。</p> | | |
| <p>●参考書 毎回指示する。</p> | | |
| <p>●学生に対する評価 平常点（20%）及び報告内容（80%）</p> | | |

| ■授業科目名 刑事訴訟法特殊研究Ⅱ | ■単位 4 | ■担当教員名 飯野 海彦 |
|--|----------|-----------------|
| <p>●授業の到達目標及びテーマ テーマ：少年法の理念の再確認。 到達目標：少年法をテーマに、社会科学としての法学の方法論や比較法的考察の方法を身に付ける。</p> | | |
| <p>●授業の概要 少年法に関する法学分野の文献購読のみならず、統計の使い方や犯罪社会学の方法論についても学習する</p> | | |
| <p>●授業計画</p> <p>第1回 オリエンテーション 第2回 少年犯罪の現状 第3回 少年法制の歴史 第4回 少年法の理念その1 健全育成 第5回 少年法の理念その2 保護主義・国親思想 第6回 少年法の理念その3 行為者主義 第7回 少年警察活動規則と街頭補導 第8回 全件送致主義と簡易送致 第9回 家裁調査官制度 第10回 社会調査と裁判員裁判 第11回 少年鑑別所法の制定 第12回 少年法改正その1 原則逆送 第13回 少年法改正その2 事実認定の適正化—検察官関与と裁定合議制 第14回 少年審判と被害者参加 第15回 少年事件と裁判員裁判その1 健全育成理念の刑事裁判への反映 第16回 少年事件と裁判員裁判その2 少年法55条移送 第17回 触法少年時間と児童相談所 第18回 児童福祉法上の措置—指導自立支援施設の処遇 第19回 保護観察制度の現状と課題 第20回 少年院法改正その1 処遇の個別化 第21回 少年院法改正その2 処遇の適正化 第22回 医療少年院の現状と課題 第23回 少年法制の比較法的考察その1 英米法系 第24回 少年法制の比較法的考察その2 スコットランド等 第25回 少年法制の比較法的考察その3 大陸法系 第26回 少年法制の比較法的考察その4 アジア 第27回 少年法制の比較法的考察その5 その他 第28回 少年非行に対する人間行動関係諸科学からのアプローチ 第29回 少年非行に対する犯罪社会学のアプローチ 第30回 少年法の行方を考える</p> | | |
| <p>●準備学習の内容 テーマに沿って文献を収集、報告できる形にまとめる。内容により、通常の予習のみの場合もある。</p> | | |
| <p>●テキスト 特になし。</p> | | |
| <p>●参考書 特になし。</p> | | |
| <p>●学生に対する評価 平常点（20%）及び報告内容（80%）による</p> | | |

| ■授業科目名 刑事訴訟法特殊研究Ⅲ | ■単位 4 | ■担当教員名 飯野 海彦 |
|---|----------|-----------------|
| ●授業の到達目標及びテーマ 到達目標：当該分野で「学会一番」と言われる研究を完成させること。 テーマ：博士論文の執筆。 | | |
| ●授業の概要 論文作成指導が中心です。 | | |
| ●授業計画 第1回 オリエンテーション 第2回 研究テーマの再検討と確認 第3回 博士論文の概要作成その1 概要の報告・章立てをしてみる 第4回 博士論文の概要作成その2 全開で指摘された問題点を修正 第5回 序論の素描を報告…博士論文として取り上げるべき論点を網羅しているか 第6回 序論の再構成…指摘された問題点を踏まえて修正 第7回 博士論文前半の素描を報告その1 構成の検討 第8回 博士論文前半の素描を報告その2 先行研究は網羅されているか 第9回 博士論文前半の素描を報告その3 新たな論点の付加可能性の検討と参考文献の追加収集 第10回 博士論文前半の再構成…前3回の講義で指摘された問題点を踏まえての修正 第11回 中間報告会準備その1 博士論文前半の文章化 第12回 中間報告会準備その2 文章・表現について指導 第13回 中間報告会準備その3 指摘された問題点を踏まえての修正 第14回 中間報告会準備その4 プレゼンテーションの準備と指導 第15回 第1学期のまとめ…中間報告会での指摘を踏まえて 第16回 博士論文後半の素描を報告その1 構成の検討…前半と合わせ、結論へと収束するか 第17回 博士論文後半の素描を報告その2 先行研究は網羅されているか 第18回 博士論文後半の素描を報告その3 新たな論点の追加可能性の検討と参考文献の追加収集 第19回 博士論文後半を文章化して報告 第20回 博士論文後半の文章・表現について指導 第21回 論文の全体構成の再検討…章立ての再構成の要否 第22回 論文の構成変更後の報告 第23回 結論へ向けて、論文内容を検討 第24回 指摘された修正点を踏まえての報告 第25回 結論の素描を報告…独自の見解を打ち出しているか 第26回 論文全体の内容検討…論文全体が結論を導くために十分かつ説得的な内容となっているか 第27回 指摘された問題点を踏まえての修正 第28回 論文提出へ向けて、表現等の最終チェック 第29回 審査試験一口頭試問の準備 第30回 出版準備のためのチェック、将来の研究計画 | | |
| ●準備学習の内容 毎回論文内容について出来る範囲で報告できるようにしておくこと。 | | |
| ●テキスト 特になし。 | | |
| ●参考書 特になし。 | | |
| ●学生に対する評価 平常点 (20%)・報告 (80%) | | |

| ■授業科目名 国際法特殊研究Ⅰ | ■単位 4 | ■担当教員名 加藤 信行 |
|--|----------|-----------------|
| ●授業の到達目標及びテーマ 世界的に定評がある国際法の体系的テキストを読みながら、研究テーマに対する理解を深める。授業のテーマは、受講者の研究テーマに関連する問題を中心として国際法のさまざまなテーマを取り上げる。 | | |
| ●授業の概要 受講者に別段の希望がなければ、後掲のテキストを読んで研究テーマの位置づけを明確化するとともに、研究テーマに関連する部分を重点的に検討し、これを足がかりとして関係資料の収集・検討を行う。 | | |
| ●授業計画 第1回 The Sources of International Law 第2回 The Relations of International and National Law 第3回 Subjects of International Law 第4回 Creation and Incidence of Statehood 第5回 Recognition of States and Governments 第6回 Forms of Governmental Authority over Territory 第7回 Acquisition and Transfer of Territorial Sovereignty 第8回 Status of Territory: Further Problems 第9回 The Territorial Sea and Other Maritime Zones 第10回 Maritime Delimitation and Associated Questions 第11回 Common Spaces and Co-operation in the Use of Natural Resources 第12回 Legal Aspects of the Protection of the Environment 第13回 The Law of Treaties 第14回 Diplomatic and Consular Relations 第15回 Unilateral Acts: Estoppel 第16回 Succession to Rights and Duties 第17回 Jurisdictional Competence 第18回 Privileges and Immunities of Foreign States 第19回 The Relations of Nationality 第20回 The Conditions for International Responsibility 第21回 Consequences of an Internationally Wrongful Act 第22回 Multilateral Public Order and Issues of Responsibility 第23回 The International Minimum Standard: Persons and Property 第24回 International Human Rights 第25回 International Criminal Justice 第26回 Disputes: The Claims Process 第27回 Third-Party Settlement of International Disputes 第28回 The Use or Threat of Force by States 第29回 Continuing Sources of Controversy under the UN Charter 第30回 総括 | | |
| ●準備学習の内容 指定された文献を読み、原則として、報告用のレジュメを作成する。 | | |
| ●テキスト James Crawford, <i>Brownlie's Principles of Public International Law</i> , 8th Edition (Oxford UP, 2012) | | |
| ●参考書 Malcolm N. Shaw, <i>International Law</i> , Seventh Edition (Cambridge UP, 2014) など、適宜指示する。 | | |
| ●学生に対する評価 平常点によって評価する。 | | |

| ■授業科目名 国際法特殊研究Ⅱ | ■単位 4 | ■担当教員名 加藤 信行 |
|---|----------|-----------------|
| ●授業の到達目標及びテーマ 博士論文の骨組みの形成。受講者の国際法上のテーマを本授業のテーマとする。 | | |
| ●授業の概要 博士論文のテーマを明確化し、論文の全体構成と主要論点を確定する。 | | |
| ●授業計画 第1回 オリエンテーション 第2回 博士課程進学目的の確認 第3回 研究テーマの絞り込み 第4回 研究テーマの仮設定 第5回 仮研究テーマに関連する基本事項の確認 第6回 仮研究テーマに対するアプローチの仕方 第7回 仮研究テーマの意義の検討 第8回 仮研究テーマの邦文先行業績調査 第9回 仮研究テーマの邦文文献確認 第10回 仮研究テーマの欧文先行業績調査 第11回 仮研究テーマの欧文文献収集 第12回 仮研究テーマの欧文文献読解 第13回 仮研究テーマの欧文文献整理 第14回 仮研究テーマの見直し 第15回 研究テーマの再設定 第16回 研究テーマの確定 第17回 論文タイトルの仮設定 第18回 研究テーマに関連する基本事項の確認 第19回 研究テーマの意義の検討 第20回 関連判例の考察 第21回 関連判例の整理 第22回 学説の考察 第23回 学説の整理 第24回 欧文文献再調査 第25回 欧文文献収集 第26回 欧文文献読解 第27回 論文タイトルの再確認 第28回 具体的な論点の整理 第29回 論文の全体構成の検討 第30回 次年度に向けた課題設定 | | |
| ●準備学習の内容 各回ごとに事前に与えられる課題につき、口頭報告用のメモまたはレジュメを作成する。 | | |
| ●テキスト なし | | |
| ●参考書 James Crawford, <i>Brownlie's Principles of Public International Law, 8th Edition</i> (Oxford UP, 2012) ; R. Wolfrum (ed.), <i>The Max Planck Encyclopedia of Public International Law</i> (Oxford UP, 2012) ; Malcolm N. Shaw, <i>International Law, 7th Edition</i> (Cambridge UP, 2014) など | | |
| ●学生に対する評価 平常点によって評価する。 | | |

| ■授業科目名 国際法特殊研究Ⅲ | ■単位 4 | ■担当教員名 加藤 信行 |
|---|----------|-----------------|
| ●授業の到達目標及びテーマ 博士論文の執筆と完成。受講者の国際法上のテーマを本授業のテーマとする。 | | |
| ●授業の概要 博士論文を完成させるための指導を行う。 | | |
| ●授業計画 第1回 オリエンテーション 第2回 論点の洗い出し 第3回 論点の整理 第4回 中間報告用論文第1章の構成 第5回 中間報告用論文第1章の執筆 第6回 中間報告用続・論文第1章の執筆, 点検 第7回 中間報告用論文第2章の構成 第8回 中間報告用論文第2章の執筆 第9回 中間報告用続・論文第2章の執筆, 点検 第10回 中間報告用論文第3章の構成 第11回 中間報告用論文第3章の執筆 第12回 中間報告用続・論文第3章の執筆, 点検 第13回 中間報告用論文全体の執筆 第14回 中間報告用論文全体の完成 第15回 文献資料の再調査 第16回 文献資料の再整理 第17回 全体構成の再検討 第18回 序文の執筆 第19回 第1章の執筆 第20回 続・第1章の執筆, 点検 第21回 第2章の執筆 第22回 続・第2章の執筆, 点検 第23回 第3章の執筆 第24回 続・第3章の執筆, 点検 第25回 結論部分の執筆 第26回 続・結論部分の執筆, 点検 第27回 文章表現の再点検 第28回 脚注の再点検 第29回 博士論文の完成 第30回 反省と課題 | | |
| ●準備学習の内容 各回ごとに事前に与えられる課題につき、口頭報告用のメモまたはレジュメを作成する。 | | |
| ●テキスト なし | | |
| ●参考書 適宜、指示する。 | | |
| ●学生に対する評価 平常点と博士論文の完成度によって評価する。 | | |

| ■授業科目名 外国法特殊研究 I | ■単位 4 | ■担当教員名 加藤 信行 |
|---|----------|-----------------|
| <p>●授業の到達目標及びテーマ 国際環境法上の重要論点をテーマとして取り上げる。国際環境法に関する最先端の欧文専門文献を読みこなし、国際法の専門家としての技能を深める。</p> | | |
| <p>●授業の概要 海洋環境の保護を中心として、国際環境法にかかわる最新の基本的または専門的な論文を広くかつ深く読み込む。</p> | | |
| <p>●授業計画</p> <p>第 1 回 C. Redgwell, "International Environmental Law", in: M. D. Evans, ed., International Law (4th ed.) (2014).</p> <p>第 2 回 S. C. Neff, "A Short History of International Law", in: M. D. Evans, ed., International Law (4th ed.) (2014).</p> <p>第 3 回 A. Boyle, "Soft Law in International Law-Making", in: M. D. Evans, ed., International Law (4th ed.) (2014).</p> <p>第 4 回 M. D. Evans, "The Law of the Sea", in: M. D. Evans, ed., International Law (4th ed.) (2014).</p> <p>第 5 回 K. N. Scott, "Integrated Oceans Management: A New Frontier in Marine Environmental Protection", in D. Rothwell et al., ed., The Oxford Handbook of the Law of the Sea (2015).</p> <p>第 6 回 E. A. Kirk, "Science and the International Regulation of Marine Pollution", in D. Rothwell et al., ed., The Oxford Handbook of the Law of the Sea (2015).</p> <p>第 7 回 P. H. Sand, "The Evolution of International Environmental Law", in D. Bodansky et al., ed., The Oxford Handbook of International Environmental Law (2007).</p> <p>第 8 回 A. Boyle, "Relationship between International Environmental Law and Other Branches of International Law", in D. Bodansky et al., ed., The Oxford Handbook of International Environmental Law (2007).</p> <p>第 9 回 D. A. Wirth, "Hazardous Substances and Activities", in D. Bodansky et al., ed., The Oxford Handbook of International Environmental Law (2007).</p> <p>第 10 回 U. Beyerlin, "Different Types of Norms in International Environmental Law", in D. Bodansky et al., ed., The Oxford Handbook of International Environmental Law (2007).</p> <p>第 11 回 Gunter Handl, "Transboundary Impacts", in D. Bodansky et al., ed., The Oxford Handbook of International Environmental Law (2007).</p> <p>第 12 回 J. B. Wiener, "Precaution", in D. Bodansky et al., ed., The Oxford Handbook of International Environmental Law (2007).</p> <p>第 13 回 R. B. Mitchell, "Compliance Theory: Compliance, Effectiveness, and Behaviour Change in International Environmental Law", in D. Bodansky et al., ed., The Oxford Handbook of International Environmental Law (2007).</p> <p>第 14 回 T. Scovazzi, "Some Remarks on International Responsibility in the Field of Environmental Protection", in M. Ragazzi, ed., International Responsibility Today (Essays in Memory of Oscar Schachter) (2005).</p> <p>第 15 回 B. Oxman, "Judicial Application of Environmental Standards under the Law of the Sea Convention", in: J. Crawford et al., ed., The International Legal Order: Current Needs and Possible Responses (2017).</p> <p>第 16 回 P. Gautier, "Les vertus pratiques des obligations generales relatives a l'environnement dans la Convention des Nations Unies sur le droit de la mer", in: N. Boschiero et al., ed., International Courts and the Development of International Law (2013).</p> <p>第 17 回 N. Oral, "Implementing Part XII of the 1982 UN Law of the Sea Convention and the Role of International Courts", in: N. Boschiero et al., ed., International Courts and the Development of International Law (2013).</p> <p>第 18 回 J. Juste-Ruiz, "The International Court of Justice and International Environmental Law", in: N. Boschiero et al., ed., International Courts and the Development of International Law (2013).</p> <p>第 19 回 P. M-Bidou, "La Cour internationale de justice et la protection de l'environnement: nouveaux developpements", in Droit international et culture juridique (Melanges offerts a Charles Leben) (2015).</p> <p>第 20 回 V. Lowe, "Sustainable Development and Unsustainable Arguments", in: A. Boyle et al., ed., International Law and Sustainable Development (2011).</p> <p>第 21 回 P. Sands, "Sustainable Development: Treaty, Custom, and the Cross-fertilization of International Law", in: A. Boyle et al., ed., International Law and Sustainable Development (2011).</p> <p>第 22 回 A. Boyle, "Codification of International Environmental Law and the International Law Commission", in: A. Boyle et al., ed., International Law and Sustainable Development (2011).</p> <p>第 23 回 A. Yankov, "The Law of the Sea Convention and Agenda 21: Marine Environmental Implications", in: A. Boyle et al., ed., International Law and Sustainable Development (2011).</p> <p>第 24 回 T. S. Mensah, "The International Legal Regime for the Protection and Preservation of the Marine Environment from Land-based Sources of Pollution", in: A. Boyle et al., ed., International Law and Sustainable Development (2011).</p> <p>第 25 回 D. Anderson, "Port States and Environmental Protection", in: A. Boyle et al., ed., International Law and Sustainable Development (2011).</p> <p>第 26 回 M. Goransson, "Liability for Damage to the Marine Environment", in: A. Boyle et al., ed., International Law and Sustainable Development (2011).</p> <p>第 27 回 D. Freestone, "The Challenge of Implementation: Some Concluding Notes", in: A. Boyle et al., ed., International Law and Sustainable Development (2011).</p> <p>第 28 回 C. Ryngeart, et al., "Introduction: What's Wrong with International Law?", & R. Rayfuse, "Some Reflections on What's Wrong with the Law of the Sea", in: C. Ryngeart, et al., ed., What's Wrong with International Law? (Liber Amicorum A. H. A. Soons) (2015).</p> <p>第 29 回 J. G. Lammers, "What is Wrong with International Environmental Law?", in: C. Ryngeart, et al., ed., What's Wrong with International Law? (Liber Amicorum A. H. A. Soons) (2015).</p> <p>第 30 回 総復習</p> | | |
| <p>●準備学習の内容 各論文を読み、それぞれの要旨を報告用のレジュメにまとめる。</p> | | |
| <p>●テキスト 「授業計画」に記載のとおり。コピーを使用する。</p> | | |
| <p>●参考書 松井芳郎ほか編『国際環境条約・資料集』（東信堂、2014年）</p> | | |
| <p>●学生に対する評価 受講態度、レジュメと報告の出来具合によって評価する。</p> | | |